

白井市ふれあいのまちづくり事業補助金交付要綱

所管課

社会福祉課

1 補助金の名称

白井市ふれあいのまちづくり事業補助金

2 補助金交付の目的

地域福祉の向上を図るため。

3 補助対象

社会福祉法人 白井市社会福祉協議会

4 補助対象経費

別紙に定める経費

5 補助額（率）

別紙に定める額

6 予算の範囲

当初予算の範囲内

7 施行日

平成9年4月1日

8 補助金の終期

令和10年3月31日

9 改正履歴

- ①平成31年4月1日改正（補助率の見直し）
- ②令和4年4月1日改正（補助率の見直し）
- ③令和5年3月30日改正（補助金名称及び補助金交付期間の終期の見直し）

別紙

補助対象事業	補助対象経費	補助率
ふれあいのまちづくり事業	①総合相談事業 ②在宅福祉事業	実支出額の1/2相当額のうち市長が認めた額。 ただし、400万円を限度とする。